

第1回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

1 開催日時

平成15年8月4日(月) 10:00～12:00

2 場所

福岡市役所議会棟13階理事者控室

3 議題

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 運営要綱・傍聴要綱の制定
- (4) 会長・副会長の選出
- (5) 審議事項について
- (6) 閉会

4 出席委員

安立委員，稲舂委員，犬山委員，内田委員，大原委員，岡委員，川口委員，谷委員，中山委員，信友委員，浜田委員，平畑委員，森田委員，山浦委員，吉田(順)委員，吉田(利)委員

5 傍聴者数

1人

6 議事概要

「市民局長あいさつ」，「委員自己紹介」，「事務局職員紹介」，「資料確認」の後，事務局より，資料1に基づき，本懇談会の設置要綱(案)及び傍聴要綱(案)を説明し，各委員の了承を得る。

(1) 会長・副会長の選出について

会長に岡委員を，副会長に信友委員を選出した。

(2) 審議事項について

事務局より，資料2～5に基づき説明。

(3) 意見交換

(会長) 質問等があればどうぞ。

(委員) これまで議論してきた「市民公益活動推進条例」と，今回の「共働のまちづくり条例」との違いを説明して欲しい。

(事務局) 審議事項にあるように，条例の目的としては「市民公益活動の活性化」と「共働のまちづくりの推進」の2本の柱が想定されるが，これは，『コミュニティの自律経営推進に関する提言』や『新・基本計画』で示された「市民公益活動推進条例」と同じ趣旨のものである。これらの内容を踏まえた場合，事務局としては条例

の名称は内容に照らして「共働のまちづくりの推進」がいいのではないかと考え、仮称でつけたものである。

- (委員)『新・基本計画』をはじめ、いろいろな場面で条例の話が出てくるが、それぞれがどういう関係にあるのか、よく整理がつかない。
- (事務局)『新・基本計画』と『コミュニティの自律経営推進に関する提言』は、それぞれ別の場で検討されたものである。それぞれで示された条例については、内容的にも大差はないが、相互に影響し合ってきたものではない。
- (委員)町世話人制度が廃止されるとした場合、市は、校区を軸とするのではなく、単位町内会・自治会を最初の核としてきちんと位置づけるべきである。そうしないと、単位町内会・自治会がやらないといった時にどうするのか。NPOのようにやりたい人がやるというものではないと思う。今回の議論を進めるに当たっては、スタートラインをどこに置けばいいのか。
- (会長)これまで、似たような内容の作業を何度となくやってきたが、特に集中的に議論すべきものが見えてこないかも知れない。ただ、条例化が一つの大きな問題であり、これから絞り込んでいくことになってくると思うが、町内会のあり方については、この場でどのような議論をすべきか。
- (委員)NPOは競争原理が働くべきだと思うし、行政は人材を紹介したり、活動分野指定の寄附を受ける窓口になったりする部分で機能を高めるべきだと思う。一方で、町世話人制度によって市が地域にお願いしてきた子どもの安全や水害の対応などの問題については、これからも地域でやっていかなければならず、市が受皿としての組織をきちんと位置づける必要がある。それをNPOと一緒に枠組みの中で議論するのは難しいと思う。
- (委員)『コミュニティの自律経営推進に関する提言』や『新・基本計画』に示された「市民公益活動推進条例(仮称)」は、どちらかといえばNPOなどによる公益的な活動をサポートする意味合いが強いと思うが、「共働のまちづくりの推進」となれば、NPOや自治会と行政がパートナーシップに基づき、権限と責任を持ってまちづくりを推進することになると思う。今回、「共働のまちづくりの推進」を加えたのには意図があるのか。
- (事務局)現在、自治会でやっている防災・防犯活動や青少年活動などの公益的な活動に着目し、自治会を公益的な活動を行う主体として明確に位置づけ、行政のパートナーとしてまちづくりを進めていくための条例と考えている。なお、単位町内会・自治会については、地域組織の核として考えており、NPOやボランティアと必要に応じて連携しながらまちづくりを推進できるよう考えている。それと同時に、NPOやボランティアによる公益的な活動が推進できるような仕組みを条例で考えている。
- (委員)50年からなる町世話人制度が廃止になるだろうということで、地域でいろいろ話し合っているが、これからは行政にどんどん意見を述べながら、地域住民が納得するような組織を作りたい。
- (委員)「共働のまちづくり」の路線の中で、市から検討事項の案が出され、現在、校

区代表者会議で議論を重ねているところであるが、11～12月を目途に「共働のまちづくり」ができる体制づくりを目指している。

なお、要望であるが、資料2の「背景」の部分には、高齢化対策の問題もあげてもらいたい。また、今後のコミュニティのあり方として、役員主導型が全面的にではなく、地域に潜在する知恵と発想をできるだけ出していくという方向性でお願いしたい。

(委員) 言葉では自治会主導と言いながらも、市の捉え方は全て自治連合会主導であり、整理する必要があるのではないかと。また、各主体間での連携の必要性はわかるが、現場サイドでうまくやっていけるのか。新たな組織を作らないと進まないのではないかと。行政と地域NPO、通常のNPOの三者の関係があり、地域NPOの核として自治会があるという発想に転換する必要があるのではないかと。この場で、このような議論をしてもいいのかは別にして、市には人材の確保や資金の窓口としての役割があり、地域のNPOである自治組織をどう位置づけるのかということと、通常のNPOの支援をどうするのかということは、分けるほうがわかりやすいのではと考える。

(会長) その件については、『コミュニティの自律経営推進に関する提言』をまとめる過程で相当議論してきたことであるが、自治会・町内会、NPO・ボランティア等というのは、同じレベルで行政とつき合う相手ではないかということまでは整理されていたと思う。また、そこまで整理されているという前提で今回の委員会が始まったと理解している。ただ、自治会が単位自治会なのか自治連合会なのか、どちらに力を入れるべきなのかについては議論が残されていると思う。なお、条例の必要性は、共働のルールが条例のある・なしで変わってくるという意味だと思われる。

(委員) 自治会・町内会とNPO・ボランティアを市民公益活動団体として一緒に位置づけるという考えは、町世話人制度が存続するのであれば問題ないと思うが、廃止された場合、市が水害調査などを地域にお願いする術を失うなど混乱が予想されるし、そもそも性格が異なるので別々に分けて考えるべきではないか。分けた中で、地域の自治会・町内会をどう捉えるのかということは、この場でなくても議論できると思う。また、地域の受皿としての自治会・町内会に対しては、市が責任を持って支援をしていくべきだと考えるが、通常のNPOは切磋琢磨があっという間、市が別の形で手伝えればいいと思う。分けて考えないのであれば、町世話人制度を2年間程度存続させ、議論を続けるべきである。

(委員) 『新・基本計画』において、自治会・町内会とNPO・ボランティアを同じ公益活動団体でくくったのは、自治会・町内会が地域に根付きすぎて、企業人や退職者、NPOなどが入っていきにくいいため、同じパブリックで何かをしたいという自発性を地域でうまくミックスし、こうあったほうが良いと思う時にできるよう広くプールするためであったと思う。

(委員) 確かに自治連合会は入りにくい傾向にあると思うが、自治会・町内会は入りやすいとか、入りにくいという以前の問題として、崩壊しつつある。だからこそ、き

- ちんとした位置づけを行い、町内会を立て直すための支援を考えるべきではないか。
- (委員) 住民自治の実現を目指すのであれば、新しい地域NPOがそれぞれの形を作っていくのを行政が支援するという方向になるのではないか。自治会、自治連合会という既存の名前にこだわらず、地方分権・地方自治がもう少し身近になった、それぞれの住民によるそれぞれのまちづくりができる組織を目指していくことになると思う。
- (委員) 7区の中に単位町内会があり、それぞれ町費をもらって運営しているが、行政の援助はもらえない、行政の仕事はしないということになるのが心配である。だから町世話人制度が廃止された後に、どうするのかを検討していかなければならない。NPOと自治会と一緒に議論するのは難しいと思うが、検討委員会ではまとめようという話になっていた。校区のためにいろんな人が入ってきて、みんなで検討しようという組織を作っていかなければならない。自治会を良くするためには、別途、条例を作ってはどうかと思う。
- (会長) 検討事項に加えて欲しいものがあれば提案して欲しい。今、話が出ているのは、市民公益活動団体の捉え方について、コミュニティとNPOを一つにするのか、それとも分けるのかという問題があるが、この件については、もう少し議論を続けていかなければならない。
- (委員) 市民公益活動団体のあるべき姿を条例であまり細かく縛りすぎると、住民自治が阻害されることになるので、柔らかな表現にせざるを得ないのではないか。
- (会長) 他都市の条例の表現等が参考になるのではないか。
- (事務局) 他都市の条例では、市民公益活動団体の自主性・自発性を損なわないということが基本になっている。
- (委員) 本当は、自分たちのまちは自分たちで作るという自治の考えをみんなが持っていなければならないが、そういう人が少ないため、条例を作る必要があるのだと思う。そう考えると、町世話人のことをこの場で議論するのはどうかと思うし、校区自治会のことを条例に入れられない方がいいと思う。
- (委員) 『コミュニティの自律経営推進に関する提言』13ページでは、行政と自治会及びNPO・ボランティアが対峙する関係になっているが、行政は必要な時があれば、そうでない時もあると思う。むしろ、自治会とNPO・ボランティアそれに行政の三者のパートナーシップがいいのではないか。その中に、いろんなものが必要に応じて入って行けばいいと思う。この会では、三者の關係に絞って議論すべきではないか。自治会・町内会と行政の關係は、別途、市が詰めていかなければ時間がないと思う。
- (会長) 自治会、NPO・ボランティア、行政の關係については、コミュニティ自律経営市民検討委員会でもずいぶん議論してきたが、それが重要だということであれば、もう一度議論する必要があると思う。ただ、いろんな議論を経て、この形に落ち着いたところではあるが。
- (委員) 我々は、『コミュニティの自律経営推進に関する提言』を踏まえたくて議論しなければならないのではないか。今、關係がどうあるべきかを議論する段階には

ないと思うが。

(委員) 各区には、「まちづくり活動団体」という公益的な活動を行っている団体があるが、NPO・ボランティアと町内会が入り混じったような活動を行っているところもあり、その位置づけは非常に難しい。住民の立場を考えた場合、あまり細かく区分けをせずに、広く捉えることのできるような体制にすべきとの議論がコミュニティ自律経営市民検討委員会でもあった。現実に中間的な活動を行っている団体もあり、自律の芽を摘むようなことは避けなければならない。

(委員) 自治会がNPOにお手伝いをするのではなく、NPOが自治会にお手伝いをするのが大半なので、そういう団体が活動しやすいように支援すべきではないか。また、立ち上がっていない団体でも、どんどん立ち上げができるように支援すべきである。立ち上がっていない団体はNPOとは言わないかも知れないが、福祉だったら市が情報を収集して登録者に提供したり、興味がある人にどんどん登録してもらおうなど、そういった活動も含めてNPO・ボランティアの活動と捉えるべきである。NPOにもいろんなランク、例えば地域特性があるものやないものがあるので、そういう意味からは、区分けした方がいいのでは。

(委員) 市民公益活動の大きな核として自治会・町内会が存在しないと、公益活動自体が求心性を失うことになる。単純にNPO・ボランティア等の「等」にまちづくり活動団体を入れると、自治連合会と別の動きになると思うが。

(委員) NPOが育てば、地域とタイアップするのが目標だと思うが、それを阻害するために区分すべきだと言っているのではない。むしろ、どんどん結びつけるために条例で位置づけ、自治会等が取り組みやすいようにすべきと考える。行政が受皿としての自治会・町内会を地域NPOとして位置づけ、地域には必ず設置していく努力をすべきではないか。議論は分けても、最後につないではどうか。

(委員) 町世話人制度が廃止された時に、地域がどうなっていくのかということが大きな問題だと思う。自治会を中心にするのか、公益活動団体という新たなものを作るのかどうか、今後、いろいろな検討がなされると思う。おやじの会などは、賛同する人が集まって活動しているので問題ないと思うが、地域はそういう訳にはいかない。下手なことをするとコミュニティを作っていこうという気持ちがバラバラになってしまうのではないか。そういう気持ちから意見が出ていると思うが。

(委員) これまでの積み上げがあるので、スピードが大切だと思う。そのためには、NPOという新しいセクターを含め、市や連合会、単位自治会・町内会、企業などの自治の関係と役割を1枚の絵に描くなどしてはっきりさせるか、条例の下書きとなるような案を出すべきではないか。そこから話し合うという方法もあるかと思うし、それを出すことで先程来の議論で解決できる部分もあるのではないか。

(委員) 優遇税制については法整備の問題だと思うが、そこをにらみながら、どう市でNPO・ボランティアの推進を図っていくかが重要ではないか。基本的な税制に関する考えを聞かせて欲しい。

(事務局) 税制に関しては、現在の地方税法の仕組みがあるので、その中でどこまで

きるのかという問題があるが、NPOに対する寄附に係る優遇税制を地方の税制で行っているところはない。というのは、現在の税制の仕組みでは法律上非常に困難であるからだと聞いている。ただ、市の基金に寄附した場合には所得税が控除されることから、寄附税制的な機能が働くような仕組みが作れることから、実際に取り組んでいる事例もある。

(会 長) 次回に向けて、どういう議論の場としていくのがいいのか。条例のたたき台があった方が議論がしやすと思うし、それを踏まえて分け方や公益活動団体の範囲などを議論したいと考えるがいかがか。

(委 員) 大筋では異論はないが、自治連合会や単位町内会の扱いをどうするかについて、直ちに議論するのは無理だと思う。現在、自治連合会や単位町内会からは、様々な意見があがってきており、全体的にどうなのかを把握しないと意見は出せないのではないかと。さしあたっては、条例のたたき台を出してもらい、線引きしながら議論を進めて欲しい。

(委 員) 条例の案文を出して議論するということがいなければ、それでもよい。ただ、自治会・町内会やNPOをどう捉えるのかといった議論を避けて通ることはできないし、それによって、たとえ2～3年かかってもやむを得ないと思う。

(会 長) 条例にするならこういう形がいいのではないかとということから議論を始め、そこから結論が出ればいいのではないかと。条例という形を作っていく中で、コミュニティについての意見を出してもらえばいいし、条例の組み立て方にかなり影響するようであれば、そこできちんとコミュニティの問題と条例の組み立て方の議論として収束させていきたい。今後は、そのような形を基本にこの委員会を進めていきたい。

なお、時間が少し残っているので、検討委員会として他に必要な視点があれば出して欲しい。

(委 員) 横須賀市の条例など参考までに出して欲しい。

(委 員) 『新・基本計画』の中に市民公益活動推進条例の制定が謳われて、ずいぶん議論がされた実績がある。また、コミュニティ自律経営市民検討委員会でも、課題として町世話人制度のことが議論されてきた実績はあるが、それに対応する条例というのではなく、もっと幅広い範囲に対応できる条例の必要性について議論してきた。この会では、審議事項である「市民公益活動の活性化」と「共働のまちづくりの推進」のどちらにも対応できるような条例を目指していくべきである。そのためには、モデルとなるような横須賀市や岡山市などの条例を紹介して欲しい。いずれにしても、この会では、市長から諮問のあった審議事項について審議すべきだと思う。

(委 員) 最終的な意見は同じであるが、その過程においては、NPO・ボランティア、自治会・町内会の課題について議論を深め、それぞれの役割・機能について、どうすれば相乗効果が生まれるのかを考えて行かなければならない。町世話人制度がなくなったあとには、どのような仕組みがいいのかということについて、問題点を整理したうえで、そこから新たに、行政、NPO・ボランティア、自治会・町内会の

役割を創り上げて行くべきであると思う。時間をかけて議論させて欲しい。

(委 員) 現在, 各地域で行われている共働のまちづくりに関する事例を出して欲しい。

(会 長) 他に意見等はないか。ないようであれば, 終了予定の時間となったので, 事務局から次回の日程について, 説明をお願いしたい。

(事務局) 次回は, 9月2日の午前10時から, この場での開催を予定している。

(会 長) 本日はこれで終了する。